

学校法人松本学園

ガバナンス・コード

2020～

2025.4.1 改正

目次

はじめに

第1章 経営の安定性・継続性の確保	6
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	8
第3章 教学ガバナンスの充実	12
第4章 情報の公開と公表	14

はじめに

大学・短期大学の存在意義は、建学の精神・理念を明示し、それに基づく教育研究機関として社会的役割を果たすこと及び地域社会の振興と発展に貢献することにあると考えています。松本看護大学・松本短期大学、認定こども園松本短大幼稚園を設置する学校法人松本学園は、適切なガバナンスを確保しつつ、地域社会のニーズの変化に対応する学校法人としての使命を果たしていくためにガバナンス・コードを策定し、法人運営の規範とします。

建学の精神

人々の健康と福祉及び教育における学術的教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人(ケアスペシャリスト)の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する。

教育の理念・目的

松本看護大学

松本看護大学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、医療保健福祉において、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助する。更に、地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与することを教育の理念・目的とする。

松本短期大学

松本短期大学は建学の精神を受けて、幼児保育学科、介護福祉学科を設置し、地域の人々の保健医療福祉と教育に関する現実の多様なニーズに応えることのできる保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士のケアスペシャリストの養成教育を行う。

1) 保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士として、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成

本学の幼児保育学科、介護福祉学科において、保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士として専門的知識と技術を身につけ、専門職としての自覚と倫理観のもと、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くすことのできるケアスペシャリストの教育を行う。

2) 地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成

本学は地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに対応し、地域に

貢献することのできる学生を受け入れ、地域の保健医療福祉及び教育の進展に寄与できる人材を育成する。

教育目標

松本看護大学

松本看護大学養成する人材像とその人材像を内包する3つの柱を策定し、この柱を軸に人材育成を教育目標とする。

1. 養成する人材像

生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要なかつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者

2. 養成する人材像に内包される3つの柱

1) 人間性

・生命の尊厳に基づく倫理観を有し、幅広く深い教養と誠実な人間性を備え、多様な価値観を尊重し、人々との関係を成立・発展できる人材

・生涯を通じて自ら学び、社会人としてまた、専門職業人として自己研鑽と自己成長を通じ看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材

2) 看護実践力

・看護に必要な知識の追求と素養を有し、科学的根拠・理論的知識を元に安全に個別的に最善の看護が実践できる人材

・生命力、自然治癒力、意志力といったその人のもてる力を最大限に生かした看護を提供できる人材

3) 地域貢献

・地域の保健医療福祉に対して深い洞察力と分析力を有し、その現状を理解し、また、健康課題を明らかにし、地域の発展のために多職種の人々と協働し、貢献できる人材

松本短期大学

松本短期大学は教育理念を受けて、「命・可能性・権利を保障し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」を育成するために、2学科に共通する「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」の5つの柱を掲げ、ケアスペシャリストの養成教育を行う。また、地域のニーズを把握し、地域に寄与できる実践能力を育成するとともに、地域に密着し、幅広い視野に立ち、連携・協働できる人間関係調整力を養う。

1) ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成

本学では、保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士に必要な専門職としての自覚・責任感・倫

理観をもち、信頼関係を築くことができるケアスペシャリストとしての豊かな人間性を育成する。

2) ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成

本学では、専門職に必要な基本的、かつ専門的な知識と技術を教授し、その知識と技術を安全に提供でき、さらに応用できる思考の基礎を育成する。

3) 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

本学では、地域における保健医療福祉及び教育の多様なニーズを把握し、個別のニーズに対応できる確かな実践能力を育成する。

松本短大幼稚園（教育・保育目標）

やさしく つよく すこやかに

第1章 経営の安定性・継続性の確保

私立大学・短期大学は、これまでそれぞれの建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきました。この多様化する時代において、今後安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要であると考えています。

第1章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な事項について記載しています。

1. 経営と教学の連携・協力

1) 学校法人松本学園は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する松本看護大学・松本短期大学の教育目的を明示する。

* 建学の精神を明示し、内外に周知する。

* 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知する。

2) 学校法人松本学園は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、園長、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わる。

* 松本短大幼稚園園長及び松本看護大学学長又は松本短期大学学長を理事として選任する。

* 学校法人松本学園は、園長、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努める。

2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

1) 学校法人松本学園は、安定した経営が求められることから、中期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

* 原則として5年以上の中期的な計画を策定する。

* 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織を確立させる。

* 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整える。

* 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込む。

* 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

1) 学校法人松本学園は、法令遵守のための体制を整える。

*すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。

*教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。

*違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。

*健全な私立大学・短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。

4. 地域貢献

1) 松本看護大学・松本短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。

*地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携協力できる体制を整えている。

*地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

*教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要があります。第2章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について記載しています。

1. 理事会機能の充実

1) 理事会は、学校法人松本学園の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

- * 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督する。
- * 理事会は寄附行為の定めるところにより理事が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明^(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明（意思表示書）を得るなど、適切に理事会を運営する。(注)「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。
- * 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をする。
- * 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たす。
- * 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整える。
- * 理事に対し、研修や情報提供の機会を設ける。

2) 理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。

- * 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- * 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行う。
- * 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解する。
- * 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行う。

3) 理事の選任は、私立学校法及び学校法人松本学園の寄附行為の定めるところによる。

- * 理事選任機関を設ける。
- * 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴く。
- * 寄附行為に定める人数の理事を置く。また欠員が出た場合は速やかに補充する。
- * 理事となる者は、学校法人松本学園寄附行為に定め、適切に選任する。
- * 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務しない。

- * 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務しない。
- * 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していない。また他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えない。
- * 理事の任期は、監事及び評議員の任期を超えない。
- * 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定める。
- * 外部理事を2人以上選任する。

2. 監事機能の充実

1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。

* 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出する。

* 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解する。

* 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解する。

* 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べる。

* 監事に対し、研修や情報提供の機会を設け。

2) 監事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

* 監事は、評議員会の決議によって選任される。

* 監事を2人以上置く。

* 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。

* 監事は、当該学校法人の理事、評議員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者を兼ねない。

* 監事は、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していない。

3. 評議員会機能の充実

1) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えるほか、法令に基づいた事項について意見の聴取を要する事項及び決議を要する事項について、諮問機関及び決議機関として重要な役割を担う。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

* 次に掲げる事項について、理事会は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴く。

- ① 重要な資産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財

③ 予算及び事業計画の作成又は変更

④ 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更の支給の基準の策定又は変更

⑤ 収益を目的とする事業に関する重要事項

*次に掲げる事項について、評議員会は決議する。

① 寄附行為の変更（軽微な事項は除く）

② 解散

③ 合併

*理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合の手続きについて定める。

2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

*評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記し、周知する。

*評議員に対し、研修や情報提供の機会を設ける。

3) 評議員の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

*評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任する。

① 当該学校法人の職員

② 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの

③ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

*学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努める。

*当該学校法人の職員の評議員の数は、評議員の総数の3分の1を超えない。

*役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えない。

*評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数を超える数を選任する。また、欠員が出た場合は、速やかに補充する。

4. 会計監査人について

1) 文部科学大臣所轄である学校法人松本学園は、会計監査人の選任が義務付けられており、適切に機能させる必要がある。

*会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類及びその附属明細書並び

に財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

*学校法人は、法令に基づき会計監査人が求める事項について、適切に報告する。

*会計監査人は、監事及び学校法人担当者と連携し、適正な監査を行う。

2) 会計監査人の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによる。

*会計監査人は、法令に基づく資格を持つ者を評議員会が選任する。

第3章 教学ガバナンスの充実

大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在です。

松本看護大学学長及び松本短期大学学長は、本学校法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、松本看護大学・松本短期大学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めるものとします。第3章では、学校法人松本学園の設置する松本看護大学・松本短期大学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方について記載しています。

1. 私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

1) 松本看護大学・松本短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。各校においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

* 学習成果を明示し、内外に周知する。

* 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知する。

2) 松本看護大学・松本短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

* 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受ける。

* 定期的に自己点検・評価を行う。

* 学校法人の中期的な計画のうち、大学・短期大学に係る項目は認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載する。

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって松本看護大

学・松本短期大学の向上・充実に寄与するものである。

*学長は、学校法人が定める規則等に基づき、適切な人材を選任する。

*学長は、建学の精神及び大学・短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努める。

2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。大学・短期大学の向上・充実にために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

*松本看護大学・松本短期大学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置く。

*教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

① 学生の入学、卒業及び課程の修了

② 学位の授与

③ そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 教職員の資質向上

1) 大学・短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、松本看護大学・松本短期大学は、教職員の資質向上に努める。

*教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行する。

*事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行する

*組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。

第4章 情報の公開と公表

学校法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努める。

第4章においては、公開及び公表^(注)すべき情報とその運用について記載しています。

(注)「公開」は、学校法人や大学が請求に応じ、交付又は閲覧によりその情報を開示すること。「公表」は、何人も情報を入手できるよう、自ら情報を提供すること。

1. 情報公開と発信

1) 学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後3か月以内に計算書類その他資料の作成等を行い、情報の公開又は公表ができるようにする。

* 学校法人は、法令に基づき、下記の資料を作成する。

- ① 寄附行為
- ② 計算書類等（貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書）
- ③ 監査報告、会計監査報告
- ④ 財産目録等（財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準）

* 上記の情報について、法令に基づき、各事務所に備えて置き、請求があった場合には公開する。

* 学校法人は、法令に基づき、上記①～④の情報をインターネットの利用により公表する。

* 学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置く。

2) 松本看護大学・松本短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

1) 松本看護大学・松本短期大学は、下記の情報を公表する。

- ① 松本看護大学・松本短期大学の教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針、ii) 教育課程編成・実施の方針、iii) 入学者受入れの方針
- ② 教育研究上の基本組織
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- ④ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等
- ⑤ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ⑥ 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- ⑧ 授業料、入学料その他松本看護大学・松本短期大学が徴収する費用
- ⑨ 松本看護大学・松本短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

